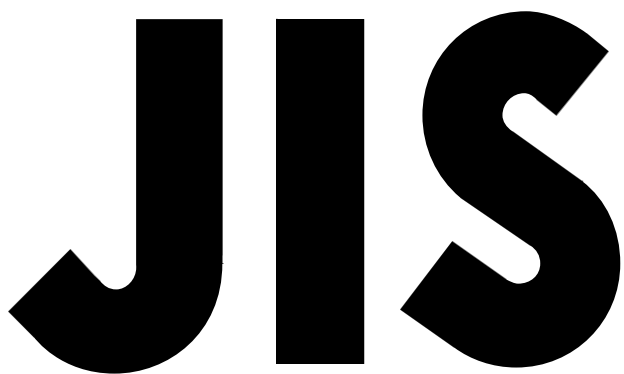




福祉用具一歩行補助具一シルバーカー

JIS T 9263 : 2017

平成 29 年 3 月 21 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 高齢者・障害者支援専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	鎌 田 実	東京大学
(委員)	荒 木 薫	特定非営利活動法人日本障害者協議会
	井 上 剛 伸	国立障害者リハビリテーションセンター研究所
	長 田 信 一	公益財団法人テクノエイド協会
	倉 片 憲 治	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	越 野 滋 夫	公益社団法人日本包装技術協会
	鷺 坂 和 美	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	中 川 昭 夫	神戸学院大学
	二 瓶 美 里	東京大学
	根 村 玲 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	畠 中 順 子	一般社団法人人間生活工学研究センター
	平 野 澄 子	主婦連合会
	藤 本 浩 志	早稲田大学
	三 浦 晃 史	公益社団法人日本介護福祉士会
	宮 田 恵 子	一般財団法人日本消費者協会
	森 川 美 和	公益財団法人共用品推進機構
	山 際 淳	日本生活協同組合連合会
	山 澤 貴	日本福祉用具・生活支援用具協会
	山 本 澄 子	国際医療福祉大学
	渡 邊 慎 一	横浜市総合リハビリテーションセンター

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 29.3.21

官 報 公 示：平成 29.3.21

原案作成協力者：日本福祉用具・生活支援用具協会

(〒105-0002 東京都港区愛宕 1-6-7 愛宕山弁護士ビル TEL 03-3437-2623)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：高齢者・障害者支援専門委員会 (委員長 鎌田 実)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail: jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類及び各部の名称	3
4.1 種類	3
4.2 各部の名称	3
5 リスクマネジメントによる設計	3
6 外観及び構造	3
6.1 外観	3
6.2 構造	3
7 性能	4
8 試験方法	5
8.1 試験条件	5
8.2 安定性試験	5
8.3 ハンドル負荷時安定性及び強度試験	8
8.4 休息用椅子の負荷時安定性試験	9
8.5 制動用ブレーキの制動力試験	9
8.6 駐車用ブレーキの保持力試験	10
8.7 肘掛け強度試験	11
8.8 ハンドルトルク試験	11
8.9 休息用椅子の強度試験	12
8.10 折り畳み機構の保持力及び強度試験	13
8.11 走行耐久性試験	14
9 検査方法	15
10 表示	16
11 取扱説明書	16
附属書 A (参考) 設計における配慮事項	17
解 説	19

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

福祉用具－歩行補助具－シルバーカー

Assistive products for walking—Walking trolleys

1 適用範囲

この規格は、歩行補助具であるシルバーカーについて規定する。ただし、JIS T 9265 に規定された“歩行車”を除く。

注記 歩行車と異なり、使用者の全体重を預けることを目的にしていない。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS T 0102 福祉関連機器用語 [支援機器部門]

JIS T 9265 福祉用具－歩行補助具－歩行車

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、JIS T 0102 よるほか、次による。

3.1

シルバーカー

歩行の安定、歩行距離の延長などを助ける機能をもつ歩行補助具。ハンドル及び4か所以上の車輪をもっており、その全ての部分が使用者の前部に位置している。荷物などを運ぶ搬送用バッグ又は休息のための椅子が付いているものもあり、主として屋外での使用を目的としている。

3.2

自立歩行

日常生活において、介助者又は補助具がなくても単独で歩行が可能なこと。

3.3

最大使用者体重

シルバーカー使用者の最大体重。

3.4

最大高さ

高さ調節を最大にしたときのシルバーカーの最も高い部分から地面までの距離。

3.5

ハンドルの高さ

ハンドルの最も高い部分から地面までの垂直距離。